

改正

昭和48年10月12日条例第38号

昭和49年3月30日条例第8号

昭和49年12月16日条例第42号

昭和50年6月21日条例第20号

昭和52年3月30日条例第11号

昭和53年1月27日条例第1号

昭和53年3月30日条例第16号

昭和53年12月19日条例第39号

昭和54年6月28日条例第21号

昭和55年3月27日条例第13号

昭和55年4月22日条例第29号

昭和56年8月28日条例第20号

昭和58年1月31日条例第1号

昭和59年12月22日条例第32号

昭和60年3月29日条例第8号

平成3年12月24日条例第24号

平成6年12月22日条例第23号

平成7年9月26日条例第16号

平成9年8月29日条例第59号

平成10年3月16日条例第4号

平成11年3月23日条例第5号

平成11年3月29日条例第16号

平成12年3月29日条例第12号

平成12年3月29日条例第19号

平成12年12月12日条例第31号

平成12年12月29日条例第34号

平成13年3月15日条例第5号

平成13年6月15日条例第22号
平成14年9月20日条例第22号
平成15年3月20日条例第8号
平成16年3月26日条例第9号
平成16年6月29日条例第17号
平成17年3月24日条例第3号
平成17年6月17日条例第31号
平成18年3月30日条例第22号
平成18年9月29日条例第64号
平成19年3月15日条例第5号
平成20年3月25日条例第5号
平成20年3月25日条例第11号
平成20年6月20日条例第24号
平成21年3月24日条例第13号
平成22年3月26日条例第9号
平成23年9月15日条例第25号
平成24年3月27日条例第6号
平成24年6月15日条例第22号
平成26年9月17日条例第31号
平成27年3月26日条例第15号
令和元年6月5日条例第14号

滝川市民福祉条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条の2）
- 第2章 乳幼児等医療（第3条の3—第8条）
- 第3章及び第4章 削除
- 第5章 入院助産（第25条—第27条）
- 第6章及び第7章 削除
- 第8章 敬老特別乗車証（第40条の2—第40条の6）
- 第9章 重度心身障害者医療（第41条—第47条）

第10章 ひとり親家庭等医療（第47条の2—第54条）

第10章の2 災害見舞金（第54条の2—第54条の6）

第10章の3 水道料金助成（第54条の7—第54条の12）

第11章 補則（第55条—第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、広く市民の福祉向上を図るため、市の行う福祉施策のうち、次の項目で専ら個人への支給、贈呈等（以下「支給等」という。）の要件を備えた市民に対して行う支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

- （1） 乳幼児等医療 乳幼児等に対する疾病の早期発見と早期治療により、健康の保持増進を図るためのもの
- （2） 入院助産 経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦に対し、助産を行い、母子の健康保持の助長と児童福祉の増進を図るためのもの
- （3） 敬老特別乗車証 高齢者の社会に貢献した功績に対する感謝と老人福祉の増進を図るためのもの
- （4） 重度心身障害者医療 重度の心身障害を有する者に対し、疾病の早期発見と早期治療により健康の保持増進を図るためのもの
- （5） ひとり親家庭等医療 ひとり親家庭、両親のいない家庭などの母又は父及び児童に対して、疾病の早期発見と早期治療により健康の保持増進を図るためのもの
- （6） 災害見舞金 災害により被害を受けた者に対し、応急的援護として災害見舞金を支給し、市民の福祉及び生活の安定を図るためのもの
- （7） 水道料金助成 生活保護受給者、高齢者又は母子家庭若しくは父子家庭に属する者に対して、水道料金の一部を助成することにより福祉の増進と生活の安定を図るためのもの

（用語の定義）

第2条 この条例において「市民」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者又は生活の根拠が市内にあると市長が認める者をいう。

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- （1） 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- （2） 健康保険法（大正11年法律第70号）

- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

- 3 この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下この条及び次条において同じ。）若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が、当該医療に要する費用の額に満たないときのその満たない額をいう。
- 4 この条例において「一部負担金」とは、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が当該年度分の市町村民税が課されない者である者とそれ以外の者が、それぞれの区分に応じて負担すべきものとして規則で定める医療費の一部の額をいう。
- 5 この条例において「基本利用料」とは、高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。
- 6 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- 7 この条例において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- 8 この条例において「指定訪問看護」とは、健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者が行う訪問看護をいう。
- 9 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該医療保険各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

10 この条例において「保険医療機関等」とは、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。

(対象者)

第3条 この条例に基づき支給等を受けることができる者は、市民（乳幼児等医療費、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の支給については、医療保険各法に規定する被保険者若しくは組合員又は被扶養者である市民（国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により本市以外の市町村及び特別区が行う国民健康保険の被保険者とされた者を除く。）に限る。）又は同条第1項若しくは第2項の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者とされた者（重度心身障害者医療及びひとり親家庭等医療の対象者に限る。）であって当該各章に規定するものとする。

(申請等の手続)

第3条の2 この条例に基づき支給等を受けようとする者は、所定の手続により市長に申請し、又は申し込まなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、申請又は申込みを省略することができる。

第2章 乳幼児等医療

(用語の定義)

第3条の3 この章において「乳幼児等」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この章において「保護者」とは、乳幼児等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で現に乳幼児等を監護するものをいう。

(乳幼児等医療の対象者)

第4条 この条例による乳幼児等医療費の支給の対象となる者（以下この章において「対象者」という。）は、乳幼児等とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該対象者については、乳幼児等医療費を支給しない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者

(3) 前年（1月から7月までの間に受けた医療に係る乳幼児等医療費については、前々年とする。）の所得の額が規則で定める額以上である保護者（その生計を主として維持する者に限る。）

に監護されている者

(支給の範囲及び支給額)

第5条 市が支給する乳幼児等医療費の額は、当該対象者に係る医療費の額から次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額とし、第3条の2の規定による申請に基づき、対象者の保護者に支給する。ただし、6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある対象者に係る医療費にあつては、入院及び指定訪問看護に係る医療費に限るものとする。

(1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある対象者 基本利用料、食事療養標準負担額及び付加給付の額

(2) 前号に掲げる者以外の対象者 一部負担金、基本利用料、食事療養標準負担額及び付加給付の額

2 前項の規定にかかわらず、基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるとときは、その超える額に相当する額を同項の規定により支給する額以外の乳幼児等医療費の額として、第3条の2の規定による申請に基づき、対象者の保護者に支給することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による支給は、市がその額を保険医療機関等に支払うことにより行うことができる。

4 市長は、前項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会その他規則で定める者に委託することができる。

(受給者証の交付)

第5条の2 市長は、第3条の2の規定による申請があつた場合であつて、対象者に係る乳幼児等医療費の支給を受ける資格があると認めるときは、当該申請をした者に対し、乳幼児等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

(届出の義務)

第5条の3 受給者証の交付を受けた対象者の保護者は、当該乳幼児等医療費の支給を受ける資格があると認められた対象者（以下この章において「受給資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 第3条又は第4条に規定する乳幼児等医療費の支給に係る資格を喪失したとき。

(2) 第3条の2の規定により申請した事項に変更があつたとき。

(受給者証の提示)

第6条 受給資格者が、保険医療機関等において医療を受けようとする場合であって、第5条第3項の規定による方法により乳幼児等医療費の支給を受けようとするときは、被保険者証又は組合員証とともに受給者証を当該保険医療機関等に提示しなければならない。

(適用除外)

第7条 受給資格者の疾病又は負傷が、第三者の行為によってなされ、かつ、その者により医療費の負担がなされた場合は、その負担の限度において乳幼児等医療費の全部又は一部を支給しないものとする。

(支給金の返還)

第8条 市長は、前条又は第56条第2号の規定に該当した者がいるときは、その者から既に支給した乳幼児等医療費に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

第3章及び第4章 削除

第9条から第24条まで 削除

第5章 入院助産

(入院助産の対象者)

第25条 この条例により助産施設において助産を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する世帯に属するもので、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることが困難な妊産婦とする。

(1) 生活保護法による被保護世帯

(2) 生活保護法による保護は要しないが、経済上困窮している者であると規則で定める世帯

(費用の負担)

第26条 前条の規定により助産を受けた者又はその扶養義務者は、当該助産の実施に要した費用について、規則で定める額を負担しなければならない。

第27条 削除

第6章及び第7章 削除

第28条から第40条まで 削除

第8章 敬老特別乗車証

(乗車証の交付の対象者)

第40条の2 この条例による敬老特別乗車証（以下「乗車証」という。）の交付の対象となる者（以下この章において「対象者」という。）は、75歳以上の者（75歳に達した日の属する月の初日から75歳に達する日までの間にある者を含む。）とする。

(乗車証の交付)

第40条の3 市長は、第3条の2の規定による申込みがあった場合であつて、対象者に係る乗車証の交付を受ける資格があると認めるときは、当該申込みをした者に対し、乗車証を交付するものとする。

(届出の義務)

第40条の4 乗車証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 第3条又は第40条の2に規定する乗車証の交付に係る資格を喪失したとき。
- (2) 受給者の住所又は氏名に変更があったとき。

(乗車証の提示)

第40条の5 受給者が、乗車証を用いてバスの利用をしようとするときは、これを当該バスの乗務員に提示しなければならない。

(費用の負担)

第40条の6 市は、受給者の市内におけるバスの利用に係る料金の額から次項の一部負担金の額を控除して得た額を基準として市長が別に定めるバス会社と協議して定めた額を当該バス会社に支払うものとする。

2 前条の規定によりバスの利用をしようとする者は、利用1回について100円を一部負担金として前項のバス会社に支払わなければならない。

第9章 重度心身障害者医療

(重度心身障害者医療の対象者)

第41条 この条例による重度心身障害者医療費の支給の対象となる者（以下この章において「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる1級、2級又は3級（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害に限る。）に該当するもの
- (2) 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において重度の知的障害と判定された者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター若しくは精神科を標ぼうする医師において重度の知的障害と診断された者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に掲げる1級に該当するもの

2 前項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該対象者については、重度心身障害者医療費を支給しない。

(1) 生活保護法による保護を受けている者

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者

(3) 前年（1月から7月までの間に受けた医療に係る重度心身障害者医療費については、前々年とする。次号において同じ。）の所得の額が、規則で定める額以上である者

(4) 対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。）であって、対象者の生計を主として維持するものの前年の所得の額が、規則で定める額以上である者

(5) 65歳以上75歳未満の者であって、規則で定める程度の障害の状態にあるもののうち、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けていないもの

(6) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けている者（同法第67条第1項第2号に掲げる者その他規則で定める者を除く。）

(7) 医療保険各法において高齢者の医療の確保に関する法律と同等の医療に関する給付が受けられる者（当該給付を受けることができる間にある者に限る。）

（支給の範囲及び支給額）

第42条 市が支給する重度心身障害者医療費の額は、当該対象者に係る医療費の額から次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額とし、第3条の2の規定による申請に基づき、対象者又はその配偶者若しくは扶養義務者（次項において「対象者等」という。）に支給する。ただし、前条第1項第3号に該当する対象者に係る医療費にあつては、入院に係る医療費を除くものとする。

(1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある対象者 基本利用料、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額

(2) 前号に掲げる者以外の対象者 一部負担金、基本利用料、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額

2 前項の規定にかかわらず、基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額に相当する額を同項の規定により支給する額以外の重度心身障害者医療費の額として、第3条の2の規定による申請に基づき、対象者等に支給することができる。

3 第5条第3項及び第4項の規定は、重度心身障害者医療費の支給について準用する。

(受給者証の交付)

第43条 市長は、第3条の2の規定による申請があった場合であって、対象者に係る重度心身障害者医療費の支給を受ける資格があると認めるときは、当該申請をした者に対し、重度心身障害者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

(届出の義務)

第44条 受給者証の交付を受けた者は、当該重度心身障害者医療費の支給を受ける資格があると認められた対象者（以下この章において「受給資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 第3条又は第41条に規定する重度心身障害者医療費の支給に係る資格を喪失したとき。

(2) 第3条の2の規定により申請した事項に変更があったとき。

(受給者証の提示)

第45条 受給資格者が、保険医療機関等において医療を受けようとする場合であって、第42条第3項において準用する第5条第3項の規定による方法により重度心身障害者医療費の支給を受けようとするときは、被保険者証又は組合員証とともに受給者証を当該保険医療機関等に提示しなければならない。

(適用除外)

第46条 第7条の規定は、重度心身障害者医療の場合について準用する。

(支給金の返還)

第47条 市長は、前条又は第56条第2号の規定に該当した者がいるときは、その者から既に支給した重度心身障害者医療費に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

第10章 ひとり親家庭等医療

(用語の定義)

第47条の2 この章において「母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を扶養し、又は監護している者

(2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から20歳に達する日の属する月の末日までの

間にある者を扶養している者

2 この章において「父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、前項各号のいずれかに該当するものをいう。

3 この章において「児童」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 母若しくは父に現に扶養され、若しくは監護され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭において現に扶養されている18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（同日以後引き続いて特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）に在学する場合は、その在学する期間（20歳に達する日の属する月の末日までを限度とする。）を含む。）にある者

(2) 母若しくは父に現に扶養され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭において現に扶養されている18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から20歳に達する日の属する月の末日までの間にある者

（ひとり親家庭等医療の対象者）

第48条 この条例によるひとり親家庭等医療費の支給の対象となる者（以下この章において「対象者」という。）は、母又は父及び児童とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該対象者については、ひとり親家庭等医療費を支給しない。

(1) 生活保護法による保護を受けている者

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者

(3) 前年（1月から7月までの間に受けた医療に係るひとり親家庭等医療費については、前々年とする。以下この項において同じ。）の所得の額が、規則で定める額以上である者

(4) 対象者である母又は父の配偶者又は扶養義務者であって、対象者の生計を主として維持するものの前年の所得の額が、規則で定める額以上である者

(5) 両親の死亡、行方不明等により他の家庭において現に扶養されている児童の養育者（以下「養育者」という。）の前年の所得の額が、規則で定める額以上である者

(6) 養育者の配偶者又は扶養義務者であって、養育者の生計を主として維持するものの前年の所得の額が、規則で定める額以上である者

（支給の範囲及び支給額）

第49条 市が支給するひとり親家庭等医療費の額は、当該対象者に係る医療費の額から次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額とし、第3条の2の規定による申請に

基づき、対象者（母又は父に限る。）若しくはその扶養義務者又は養育者若しくはその配偶者若しくは扶養義務者（次項において「対象者等」という。）に支給する。ただし、母又は父である対象者に係る医療費にあつては、入院及び指定訪問看護に係る医療費に限るものとする。

(1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある対象者 基本利用料、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額

(2) 前号に掲げる者以外の対象者 一部負担金、基本利用料、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額

2 前項の規定にかかわらず、基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額に相当する額を同項の規定により支給する額以外のひとり親家庭等医療費の額として、第3条の2の規定による申請に基づき、対象者等に支給することができる。

3 第5条第3項及び第4項の規定は、ひとり親家庭等医療費の支給について準用する。

(受給者証の交付)

第50条 市長は、第3条の2の規定による申請があつた場合であつて、対象者に係るひとり親家庭等医療費の支給を受ける資格があると認めるときは、当該申請をした者に対し、ひとり親家庭等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

(届出の義務)

第51条 受給者証の交付を受けた者は、当該ひとり親家庭等医療費の支給を受ける資格があると認められた対象者（以下この章において「受給資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 第3条又は第48条に規定するひとり親家庭等医療費の支給に係る資格を喪失したとき。

(2) 第3条の2の規定により申請した事項に変更があつたとき。

(受給者証の提示)

第52条 受給資格者が、保険医療機関等において医療を受けようとする場合であつて、第49条第3項において準用する第5条第3項の規定による方法によりひとり親家庭等医療費の支給を受けようとするときは、被保険者証又は組合員証とともに受給者証を当該保険医療機関等に提示しなければならない。

(適用除外)

第53条 第7条の規定は、ひとり親家庭等医療の場合について準用する。

(支給金の返還)

第54条 市長は、前条又は第56条第2号の規定に該当した者があつたときは、その者から既に支給し

たひとり親家庭等医療費に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

第10章の2 災害見舞金

(この章における用語)

第54条の2 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 火災又は暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の自然災害及び市長が認めたものをいう。
- (2) 建物 専ら自己の居住の用に供する建物をいう。
- (3) 被災者 災害により被害を受けた者をいう。

(支給の対象)

第54条の3 災害見舞金（以下「見舞金」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に被災者又はその保護者若しくは遺族に支給する。

- (1) 災害により建物が焼失、損壊、流失、埋没、床上浸水等の被害を受けた場合
- (2) 災害により死亡した場合
- (3) 災害により負傷し、10日以上入院した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

(支給の決定)

第54条の4 市長は、災害があったときは、速やかに被害の状況を調査し、見舞金の支給の可否を決定する。

(見舞金の額)

第54条の5 見舞金の額は、別表のとおりとする。

(適用除外)

第54条の6 見舞金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。

- (1) 被災者の故意により災害が発生した場合
- (2) 見舞金支給の対象になる災害と同一の災害により、被災者が災害救助法（昭和22年法律第118号）の救助を受けた場合
- (3) 見舞金支給の対象になる災害と同一の災害により、遺族が災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年滝川市条例第19号）に基づく災害弔慰金の支給を受けた場合。ただし、第54条の3第1号、第3号及び第4号の規定による見舞金は、この限りでない。

第10章の3 水道料金助成

(用語の定義)

第54条の7 この章において「水道料金」とは、中空知広域水道企業団（以下この章において「企業団」という。）の水道の使用に係る料金をいう。

（水道料金助成の対象者）

第54条の8 この条例による水道料金助成の支給の対象となる者（以下この章において「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、企業団の水道の家事用の使用者として申込みをしているものとする。

- （1）生活保護法の規定により生活扶助を受ける者
- （2）70歳以上の単身者で、規則で定める要件に該当するもの
- （3）母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による母子家庭又は父子家庭に属する者で、規則で定める要件に該当するもの

（支給の範囲及び支給額）

第54条の9 市が支給する水道料金助成の額は、当該対象者に係る企業団が定めるところにより算定した水道料金の額から規則で定める額を控除して得た額とし、第3条の2の規定による申請に基づき、対象者に支給すべき助成金に相当する額を、企業団に支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定により市から企業団に対して水道料金助成に相当する額の支払があつたときは、その限度において、当該対象者に対し水道料金助成の支給があつたものとみなす。

（支給の始期）

第54条の10 この条例による水道料金助成の支給は、市長が対象者と認めた日以後に算定される水道料金について行う。

（届出の義務）

第54条の11 対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- （1）第3条又は第54条の8に規定する水道料金助成の支給に係る資格を喪失したとき。
- （2）第3条の2の規定により申請した事項に変更があつたとき。

（支給金の返還）

第54条の12 市長は、第56条第2号の規定に該当した者があるときは、その者から既に支給した水道料金助成に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

第11章 補則

（譲渡又は担保の禁止等）

第55条 この条例による支給等を受ける権利（以下「権利」という。）は、これを譲渡し、又は担

保に供することができない。

2 前項の規定に違反したときは、市長は、権利を一時停止することができる。

3 この条例による権利は、これを差し押さえることができない。

(権利の消滅)

第56条 この条例による権利が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該権利は消滅する。

(1) 第5条第1項、第42条第1項又は第49条第1項の規定により支給を受けることができる者が、保険医療機関等において、療養を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したとき。

(2) 偽りその他不正の行為によるとき。

(規則への委任)

第57条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、第6章については、昭和48年7月1日から施行する。

2 次の条例は、昭和48年3月31日限り廃止する。ただし、この条例廃止前における第2号から第4号までの規定により支給等を受けているものについては、本条例によってなされたものとみなし、第1号による医療費の補助については、なお従前の例による。

(1) 滝川市乳幼児医療費補助金条例（昭和46年滝川市条例第136号）

(2) 滝川市遺児福祉年金条例（昭和46年滝川市条例第143号）

(3) 滝川市心身障害児童福祉年金条例（昭和47年滝川市条例第7号）

(4) 滝川市敬老年金条例（昭和46年滝川市条例第134号）

3 この条例施行前に滝川市助産施設条例（昭和46年滝川市条例第64号）による入院助産の適用者については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年10月12日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則（昭和49年3月30日条例第8号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年12月16日条例第42号）

この条例は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則（昭和50年6月21日条例第20号）

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月30日条例第11号）

この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月27日条例第1号）

この条例は、昭和53年2月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月30日条例第16号）

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年12月19日条例第39号）

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則（昭和54年6月28日条例第21号）

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。ただし、第1条第6号、第34条の2及び第7章の改正規定は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月27日条例第13号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月22日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年8月28日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年8月3日から適用する。

附 則（昭和58年1月31日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行前に医療を受けた対象者にかかわる当該医療費の支給については、なお従前の例による。

（他の条例の一部改正）

3 滝川市福祉事務所設置条例（昭和46年滝川市条例第59号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和59年12月22日条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第48条の改正規定は、昭和60年1月1日から施行し、第3条の改正規定は、昭和59年10月1日から適用する。

附 則 (昭和60年3月29日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、既にバス無料乗車証制度の適用を受けている者及び制度の適用をうけることができる年齢に達している転入者については、なお従前の例による。

附 則 (平成3年12月24日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に医療を受けた対象者に係る当該医療費の額の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年12月22日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

3 施行日から平成8年9月30日までの間は、改正後の滝川市民福祉条例第2条第5項中「健康保険法第43条の17第2項に規定する厚生大臣が定める額」とあるのは、「600円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)」とする。

附 則 (平成7年9月26日条例第16号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の滝川市民福祉条例第3条の規定は、社会福祉施設への入所措置が採られたため国民健康保険法第116条の2の規定により平成7年4月1日以後に本市が行う国民健康

保険の被保険者とされた者について、精神病院若しくは指定病院への入院措置又は結核療養所（結核患者を収容する施設を有する病院を含む。）への入所命令がされたため同条の規定により平成7年7月1日以後に本市が行う国民健康保険の被保険者とされた者について適用する。

附 則（平成9年8月29日条例第59号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る老人医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月16日条例第4号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月23日条例第5号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月29日条例第16号）

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成12年3月29日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成12年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の滝川市民福祉条例第28条の2第2号の規定による老人医療の対象者に係る受給者証を有している者が、平成12年6月30日までに受ける医療に係る老人医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月12日条例第31号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成12年12月29日条例第34号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成13年3月15日条例第5号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月15日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成13年3月31日以前に生まれた乳幼児に係る乳幼児医療費の支給については、この条例による改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月20日条例第22号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日条例第8号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の滝川市民福祉条例第40条の2の規定により交付されたバス無料乗車証は、当該バス無料乗車証の有効期間の満了する日までの間は、この条例による改正後の滝川市民福祉条例第40条の3の規定により交付された敬老特別乗車証とみなす。

附 則（平成16年6月29日条例第17号）

改正

平成18年9月29日条例第64号

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定並びに次項及び附則第3項の規定は平成16年8月1日から、第2条の規定及び附則第4項の規定は同年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成20年3月31日までの間に行われた医療に係る平成16年7月31日において65歳を超えている者に係る老人医療費の支給については、第1条の規定による改正後の滝川市民福祉条例（次項において「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成16年8月1日から同年9月30日までの間における乳幼児医療、重度心身障害者医療及び母

子家庭等医療に係る新条例第2条第4項の規定の適用については、「第32条の2第1項各号」とあるのは、「滝川市民福祉条例の一部を改正する条例（平成16年滝川市条例第17号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例第1条の規定による改正前の滝川市民福祉条例第32条の2第1項各号」とする。

4 第2条の規定による改正後の滝川市民福祉条例の規定は、同条の規定の施行の日以後に行われた医療に係る乳幼児医療費、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る乳幼児医療費、重度心身障害者医療費及び母子家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

5 平成18年10月1日から平成20年3月31日までの間における老人医療に係る滝川市民福祉条例の一部を改正する条例（平成16年滝川市条例第17号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例第1条の規定による改正前の滝川市民福祉条例の規定の適用については、同条例第29条第1項中「標準負担額」とあるのは「食事療養標準負担額」とし、同条例第32条の2第1項第2号中「100分の20」とあるのは「100分の30」とする。

附 則（平成17年3月24日条例第3号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月17日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の滝川市民福祉条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る乳幼児医療費、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る乳幼児医療費、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月30日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条及び第2条の規定による改正後の滝川市民福祉条例の規定は、それぞれこれらの規定の施行の日以後に行われた医療に係る乳幼児医療費、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭等医

療費の支給について適用し、それぞれこれらの規定の施行の日前に行われた医療に係る乳幼児医療費、重度心身障害者医療費及び母子家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 9 月29日条例第64号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条の規定による改正後の同条の規定により読み替えて適用される滝川市民福祉条例の一部を改正する条例（平成16年滝川市条例第17号）附則第 5 項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例第 1 条の規定による改正前の滝川市民福祉条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る老人医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る老人医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成19年 3 月15日条例第 5 号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月25日条例第 5 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。（後略）

（滝川市民福祉条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 第 2 条の規定による改正後の滝川市民福祉条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る重度心身障害者医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る重度心身障害者医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 3 月25日条例第11号）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の滝川市民福祉条例第10章の 3 の規定は、平成20年 4 月以後の月分の中空知広域水道企業団が供給する水道の料金について適用する。

附 則（平成20年 6 月20日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の滝川市民福祉条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る乳幼児等医療費及び重度心身障害者医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療

に係る乳幼児医療費及び重度心身障害者医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3 月24日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の滝川市民福祉条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る乳幼児等医療費、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る乳幼児等医療費、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 3 月26日条例第 9 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の滝川市民福祉条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る重度心身障害者医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る重度心身障害者医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 9 月15日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の滝川市民福祉条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る乳幼児等医療費、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る乳幼児等医療費、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3 月27日条例第 6 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（滝川市民福祉条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第 3 条の規定による改正後の滝川市民福祉条例の規定は、施行日以後に行われた医療に係る乳幼児等医療費、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の支給について適用し、施行日

前に行われた医療に係る乳幼児等医療費、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 6 月15日条例第22号）

この条例は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成26年 9 月17日条例第31号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月26日条例第15号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中滝川市民福祉条例第47条の 2 第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 5 日条例第14号）

この条例は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

別表（第54条の 5 関係）

被害の区分		支給区分	金額	
			単身の世帯	2人以上の世帯
建物 被害	全焼・全壊・全流失・全 埋没	1世帯につき	20,000円	30,000円
	半焼・半壊・半流失・半 埋没・床上浸水	1世帯につき	10,000円	20,000円
死亡		1人につき	20,000円	
負傷		1人につき	10,000円	

備考

- 「全焼・全壊・全流失・全埋没」とは、当該焼失、損壊、流失又は埋没した部分の床面積がその建物の延床面積の70パーセント以上に達したものをいう。
- 「半焼・半壊・半流失・半埋没」とは、当該焼失、損壊、流失又は埋没した部分の床面積がその建物の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満であるものをいう。
- 「床上浸水」とは、浸水がその建物の床上以上に達したもの又は浸水により土砂がたい積したものをいう。